

■ 株式会社への組織変更計画に関する決議の概要

当社は平成21年6月30日に開催された第108回定時総代会において、保険業法第86条に基づき、平成22年4月1日に株式会社化(相互会社から株式会社への組織変更)することについて決議を行いました。

総代会決議の内容

「組織変更計画」の承認

「組織変更計画」とは、株式会社化に関する計画で、株式会社化後の会社の概要、取締役・監査役、定款、株式会社化に伴う株式の割当てに関する事項等を定めています。

株式会社化後の当社概要

商号	第一生命保険株式会社
本店の所在地	東京都千代田区(従来と変更ありません)
ご契約者に対する割当てにより発行する株式の総数	1,000万株(普通株式) ※株式会社化時点では上記以外に発行する株式はありません。
資本金および資本準備金	資本金…2,102億円 / 資本準備金…2,102億円

「ご契約者第一主義」の継続・発展を

契約者の声を会社に届ける総代として選出され、全国からさまざまな層が集まる総代会に出席する機会を得ました。先の第108回定時総代会では、株式会社化に関する質疑も多く出されました。第一生命の中長期的な発展、ひいては契約者に高い品質・サービスを提供し続けるために株式会社化するという趣旨はよく理解できます。一方で、今後も「ご契約者

■ 株式会社化・上場の目的

「品質保証新宣言」でお約束した「品質」を長期的にご提供し続け、「お客さまから最も支持される生命保険会社」となるためには、持続的な成長が不可欠です。今後、競争が一段と激化していく生命保険市場において、それを実現するためには、現在の「相互会社」から、より柔軟な経営戦略を取り得る「株式会社」という組織形態に会社の仕組みを変更し、かつ株式を上場することが必要と判断しました。

株式会社化および上場により、株式市場からの資本調達が可能となり、成長分野への積極的な投資ができます。また、将来的には、持株会社体制への移行を含め、事業展開の自由度が広がります。これらにより、お客さまにより高い「品質」の商品・サービスを提供することが可能となります。

当社は、株式会社化・上場後も、創立以来107年間守り続けてきた「ご契約者第一主義」という経営理念をさらに徹底追求していきます。なお、当社は、この経営理念を守り続けていくために、当社グループが目指す姿を「いちばん、人を考える会社になる。」というビジョンにまとめ、

第一主義”の理念を守り続けてほしいといったご意見があったと思います。

私たち契約者に“安心”を届けていただけるよう、CSRレポートをはじめさまざまな機会・媒体を通じて分かりやすく情報を提供させていただくとともに、契約者の声を反映する機会の充実にも引き続き取り組んでいきたいと思っています。



(財)消費者教育支援センター 主任研究員 中川 壮一様

社内外に公表しました。

第一生命グループビジョン

いちばん、人を考える会社になる。
Thinking People First

■ 相互会社と株式会社の主な相違点

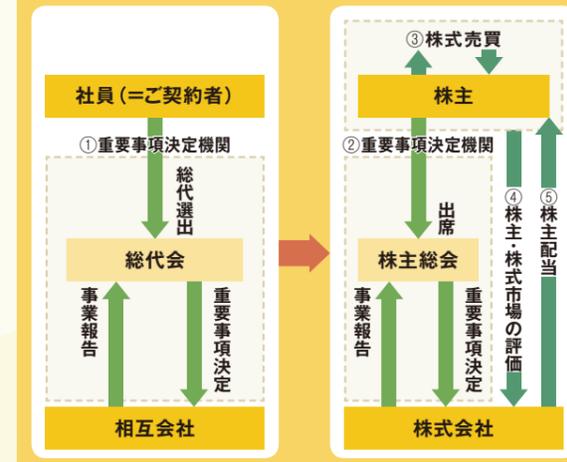
● 会社運営の重要事項決定

相互会社では、「ご契約者(無配当保険契約のみのご契約者を除く)」が「社員」として、会社運営の重要事項を決定しますが(下図①)、株式会社では「株主」が重要事項を決定します(下図②)。

● 株式上場

株式が証券取引所に上場されることによって、株主は株式を市場において原則として自由に売買することが可能となります(下図③)。会社の経営に関する株主・株式市

相互会社と株式会社の仕組み



場からの評価は、株価という尺度により、一層明確にされることになります(下図④)。

● 株主配当

株式会社の利益の一部は、株主総会の決議により、当該会社の株主が持っている株数に応じて、配当(株主配当)として分配されます(下図⑤)。

■ ご契約者への影響

● ご契約されている保険の内容

株式会社化後においても、ご契約いただいている保険契約の内容(保険料・保険金等)に変更はありません。

● ご契約者への配当

相互会社における「社員配当」を受け取る権利は、株式会社化後には「契約者配当」を受け取る権利として引き継がれます。また、保険業法の定めにしたがって、契約者配当に係る方針を株式会社化後の会社の定款に記載し、ご契約者の配当に関する権利の保護を図ります。具体的には、株式会社化後においても相互会社に適用される社員配当準備金の積立割合と同じ割合(現行20%以上)を適用して、契約者配当の原資とします。

● 会社の経営に参加する権利

株式会社化後には、総代選出権等の会社の経営に参加する権利等は失われます。これらの権利を補償するために、ご契約者(無配当保険契約のみのご契約者を除く)の寄与分に応じて株式の割当てを行います。なお、株式の割当ては寄与分に応じて行われるため、株式が割り当てられない有配当保険契約のご契約者もいらっしゃいます。

第一生命は、株式会社へ

昨今の生命保険業界を取り巻く環境は、少子高齢化や社会保障制度の見直しなど構造的な変化に加え、業界の垣根を越えた競争・自由化が進展しています。当社はこのような環境下において、持続的な成長を実現するために、より柔軟な経営戦略を取り得る株式会社に会社形態を変更し、市場の規律に基づいたより一層透明性の高い経営を目指すべく、株式を上場することが必要と判断して、本格的な準備を進めています。

株式会社化・上場のスケジュール

お客さまとのコミュニケーション

スケジュール

ご契約者へ株式会社化の趣旨に関するお知らせを送付



平成20年7月
「株式会社化・上場に関する
方針のお知らせ」



平成21年1月
「株式会社化・上場に関する
スケジュールのお知らせ」

ご契約ごとの寄与分を計算し、ご契約者ごとに割り当てる株式数を算出

the Voice

公正・衡平に株式の割当計算を実施

お客さまへの株式割当ての基準となる「寄与分」の計算にあたっては、公正性・衡平性の確保が求められます。計算に必要なすべてのデータを収集し、そのデータに基づき全契約の計算を行うという膨大な作業となりましたが、当初のスケジュールどおり、正確な割当計算を完了することができました。



主計部 統計情報課
採田 祥治

ご契約者に割当株式数を通知し、株式交付に必要な手続きを案内

寄与分割合に応じて、算出したご契約者ごとの割当株式数を、平成21年7月から12月にかけて、ご契約者に郵送にてお知らせします。株式の割当てがあるご契約者には、同時に、株式のお受け取り方法や金銭をお受け取りいただく銀行口座の確認等ご案内します。



平成21年7月
「株式会社化・上場に関するお知らせ」

the Voice

訪問活動で株式会社化の趣旨やお手続きをご説明

私たちは、お客さまに相互会社から株式会社に変更する趣旨やお手続きの方法などを個別にご説明するために訪問活動を行っています。「株式が割り当てられるなんて夢にも思っていなかった。ありがとう」と喜んでいただくことも多く、これからもお客さま一人ひとりのご縁を大切に、頑張っていきたいと考えています。



京浜総合支社
品川第二職域営業支部
高橋 精子

平成22年4月1日

当社株式のお受け取り (証券口座への記録)

割当株式数が1株以上となるご契約者については、ご指定の証券口座に当社の株式を記録することによって当社の株式をお受け取りいただけます。なお、株式でのお受け取りをご希望されないご契約者につきましては、株式相当額を金銭にてお受け取りいただくことも可能です。

補償基準日

平成21年3月31日
補償基準日

株式会社化に伴う株式の割当計算の対象となるご契約者を確定するための基準日(補償基準日)を平成21年3月31日に設定しました。

定時総代会

平成21年6月30日
定時総代会

株式会社化後の会社の概要、取締役・監査役、定款、株式会社化に伴う株式の割当てに関する事項等を定める「組織変更計画」につき、承認いただきました。翌日、「相互会社から株式会社への組織変更に係る公告」を、日本経済新聞および官報において行っております。なお、当社のご契約者は、株式会社化に異議を申し立てることができます。(注)異議申立ての締切日は平成21年12月28日です。

平成22年3月下旬
売却価格の決定

割当株式数のうち小数点以下の端数部分については、株式でお受け取りいただくことができないため、当社にて一括して売却することにより、ご契約者に端数部分相当の金銭をお受け取りいただけます。その際の1株あたりの売却価格につきましては、裁判所の許可を得た売却方法により、平成22年3月下旬に決定されます。

平成22年4月1日
株式会社化・株式の上場

ご契約者からの異議申立てが一定数に満たないこと、当局の認可が得られること等を条件として、株式会社(商号:第一生命保険株式会社)となります。株式会社化と同日またはその後すみやかに、証券取引所へ当社の株式を上場することを目指します。

平成22年4月～

金銭のお受け取り (銀行口座への送金)

株式相当額の金銭をお受け取りいただくご契約者・端数部分の割当てのあるご契約者に、平成22年4月以降順次、金銭をご指定の銀行口座に送金します。なお、お支払い金額や送金予定日については、平成22年4月上旬から中旬にかけて、これらのご契約者あてにお送りする「お支払い金額のお知らせ」にてご確認いただきますようお願いいたします。

株式会社化・株式の上場